

(仮称) 次期平塚市総合計画
(1次素案たたき台)

平塚市

計画の策定に当たり

市長挨拶文
今後作成予定

本計画書の構成図

序 論

第1章 はじめに

1 総合計画の策定趣旨

2 総合計画の構成と計画期間

第2章 総合計画の実現に向けて

1 人口の将来展望

2 土地利用の考え方

3 本市の状況

4 人口減少社会への対応

5 まちづくりの基本姿勢

6 総合計画の進行管理と推進

基本計画

第1章 基本計画の概要

1 基本計画の構成

2 SDGs（持続可能な開発目標）

第2章 重点戦略

重点戦略1 子どもを育む環境づくり

重点戦略2 活気あふれる産業づくり

重点戦略3 高齢者の想いに寄り添う環境づくり

重点戦略4 安心・安全で快適なまちづくり

第3章 分野別施策

分野1 子ども・子育て、教育

分野2 健康、福祉

分野3 共生、文化芸術、スポーツ

分野4 安心・安全、都市基盤、交通

分野5 産業、雇用、環境

資料編

1 本市の状況（詳細）

2 計画策定の流れ

3 計画策定体制

4 平塚市総合計画審議会

5 平塚市総合計画策定委員会等

6 市民参加

7 用語解説

目次

序 論

第 1 章 はじめに	3
1 総合計画の策定趣旨	4
2 総合計画の構成と計画期間	5
第 2 章 総合計画の実現に向けて	7
1 人口の将来展望	8
2 土地利用の考え方	9
3 本市の状況	11
4 人口減少社会への対応	16
5 まちづくりの基本姿勢	17
6 総合計画の進行管理と推進	19

基本計画

第 1 章 基本計画の概要	23
1 基本計画の構成	24
2 SDGs（持続可能な開発目標）	28
第 2 章 重点戦略	29
1 重点戦略1「子どもを育む環境づくり」	30
1 - 1 希望する妊娠・出産が叶う	31
1 - 2 子育てにゆとりが持てる	32
1 - 3 子どもが希望を持って成長する	33
2 重点戦略2「活気あふれる産業づくり」	34
2 - 1 技術力・競争力を向上する	35
2 - 2 担い手の育成・確保を支援する	36
2 - 3 経済環境の変化に適応する	37
3 重点戦略3「高齢者の想いに寄り添う環境づくり」	38
3 - 1 健康で元気に活躍する	39
3 - 2 住み慣れた地域の暮らしを支援する	40
3 - 3 権利擁護を推進する	41
4 重点戦略4「安心・安全で快適なまちづくり」	42
4 - 1 防災・減災対策を強化する	43
4 - 2 生活拠点づくりを推進する	44
4 - 3 暮らしを支えるネットワークを充実する	45

第3章 分野別施策	47
分野1 「子ども・子育て、教育」	48
1 - 子育てにやさしいまちづくりを推進する	48
1 - 子どもの学びを充実する	50
1 - 教育環境を充実する	52
1 - 青少年の健全育成を推進する	54
分野2 「健康、福祉」	56
2 - 健康づくりを推進する	56
2 - 地域福祉を充実する	58
2 - 高齢者福祉を充実する	60
2 - 障がい福祉を推進する	62
分野3 「共生、文化芸術、スポーツ」	64
3 - 平和意識の普及啓発や人権尊重を推進する	64
3 - 市民交流・多文化共生を推進する	66
3 - コミュニティ活動を促進する	68
3 - 生涯学習や文化芸術活動を推進する	70
3 - 誰もが楽しめるスポーツを充実する	72
分野4 「安心・安全、都市基盤、交通」	74
4 - 災害に強いまちづくりを推進する	74
4 - 消防・救急体制を強化する	76
4 - 日常生活の安心・安全を高める	78
4 - まちづくりの拠点形成を推進する	80
4 - 交通の利便性・快適性を高める	82
4 - 快適な生活基盤の形成を推進する	84
4 - 花とみどりにあふれる環境を充実する	86
分野5 「産業、雇用、環境」	88
5 - 産業の活性化を促進する	88
5 - 農業・漁業を振興する	90
5 - 工業を振興する	92
5 - 商業・観光を振興する	94
5 - 雇用の確保、多様な働き方を促進する	96
5 - 環境にやさしいまちづくりを推進する	98
5 - 循環型社会の形成を推進する	100

資料編

1 本市の状況（詳細）	105
2 計画策定の流れ	（今後作成予定）
3 計画策定体制	（今後作成予定）
4 平塚市総合計画審議会	（今後作成予定）
5 平塚市総合計画策定委員会等	（今後作成予定）
6 市民参加	（今後作成予定）
7 用語解説	（今後作成予定）

序論

「序論」では、計画の構成や計画期間などを示すとともに、人口の将来展望や土地利用の考え方を示します。

また、持続可能な行政運営に向けたまちづくりの基本姿勢を示します。

第1章 はじめに

第2章 総合計画の実現に向けて

序論 第1章

はじめに

- 1 総合計画の策定趣旨
- 2 総合計画の構成と計画期間

1 総合計画の策定趣旨

本市では、市政運営の総合的指針として、2016年度から2023年度までを計画期間とした「平塚市総合計画～ひらつか NeXT～」を策定し、平塚市自治基本条例(以下、「自治基本条例」といいます。)において定めている「まちづくりの指針」の実現に向けて、市政運営を総合的に進めるための分野別施策と重点課題に対応する重点施策を推進してきました。

また、地方創生の実現に向けた地方版総合戦略と一体的に策定し、人口減少問題の克服と地域経済の活性化に取り組んできました。

幅広い施策の展開に加え、新たな拠点の形成が進むとともに、本市の磨き上げられた魅力が市内外に伝わることで、人口の社会増減が転出超過から転入超過に転じるとともに、本市に拠点を移す企業がでてくるなど、目に見える効果が着実に表れています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する物価高騰などにより、社会経済環境が大きく変化するとともに、気候変動による災害の激甚化・頻発化への対応も求められるなど、先行きが不透明な社会において、様々な課題が新たに生じています。

このような時代背景を受け、本市が今後も持続可能な行政運営を進めていくためには、これまでの施策の効果を踏まえるとともに、長期的な展望を見据えつつ、「選択と集中」の考え方をより徹底し、施策を展開していく必要があります。

(仮称)次期平塚市総合計画は、2070年までの人口推移を意識した上で、高齢者数がピークを迎える2040年頃の人口構造が社会経済環境に与える影響を踏まえるとともに、市制施行100周年を展望して、市民が幸せに暮らすまちの実現を目指し、2031年度までの8年間の新たな計画として策定するものです。

策定の視点

- ・人口減少社会における対応を本格的に進めること。
- ・「平塚市総合計画～ひらつか NeXT～」の4年間の振り返った結果を踏まえること。
- ・国の動向や社会経済情勢の変化を踏まえること。
- ・新たな課題や住民ニーズに応えること。

2 総合計画の構成と計画期間

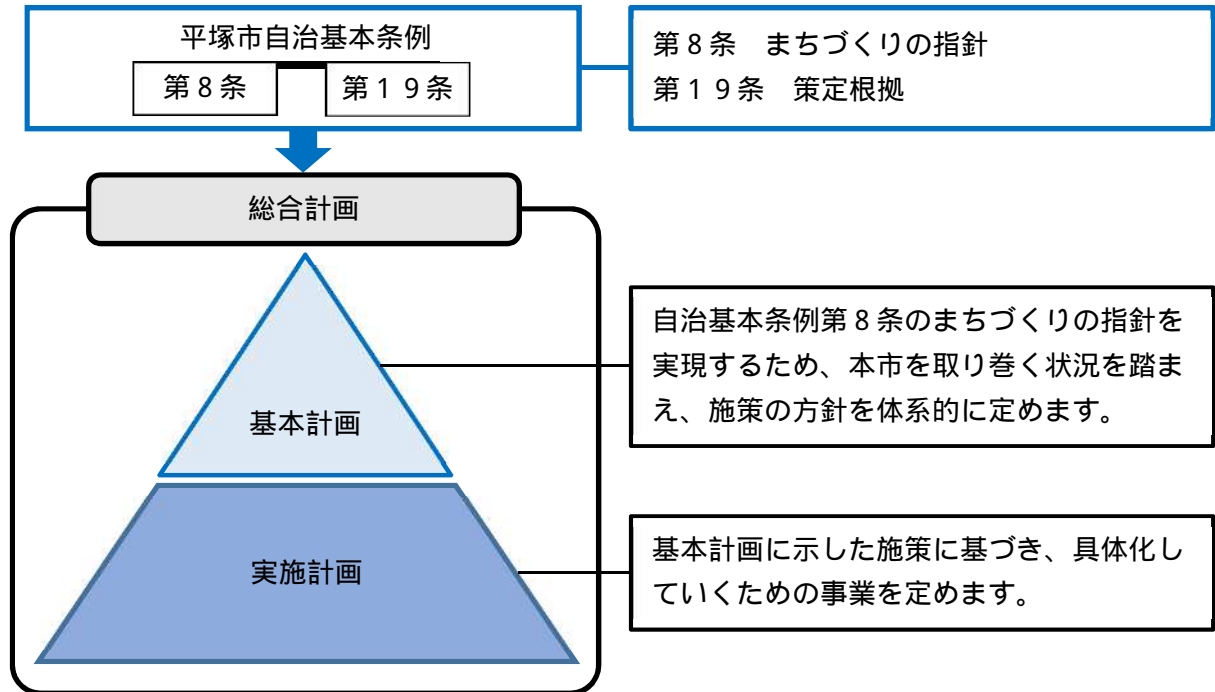
本市は、自治基本条例第8条において「まちづくりの指針」を、第19条において総合計画の策定を定めています。

平塚市総合計画は、本市の市政運営を総合的、計画的に進めていくための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりを推進していく最上位の計画です。

なお、総合計画と総合計画に基づいて実施される各部門の様々な個別計画や施策は、「まちづくりの指針」の実現に向けて取り組むこととなります。

(1) 総合計画の構成

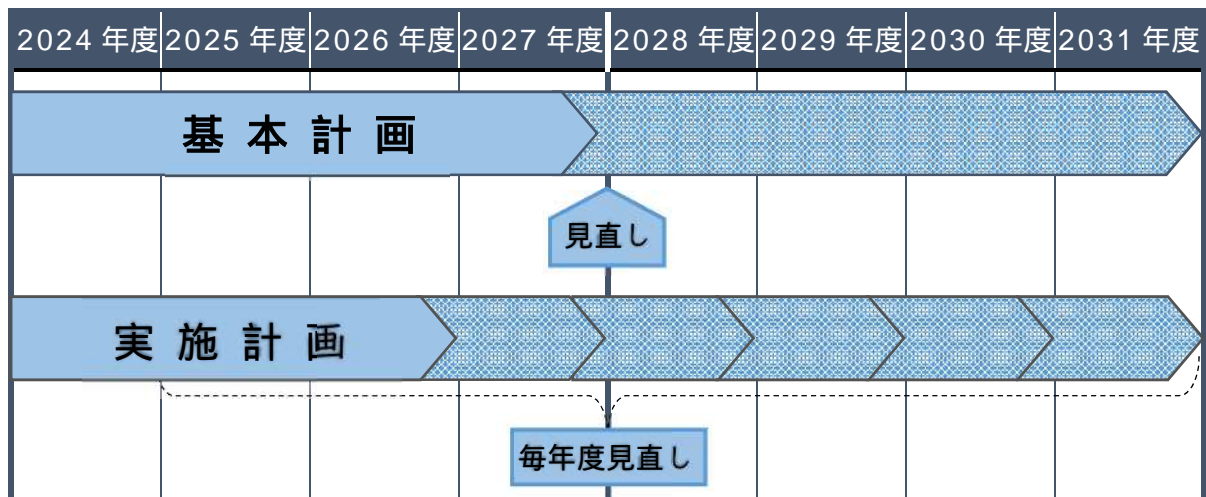
「(仮称)次期平塚市総合計画」は、「基本計画」「実施計画」の2層で構成します。



(2) 総合計画の計画期間

基本計画の計画期間については2024年度から2031年度までの8年間とし、社会経済情勢の変化や事業の取組状況を踏まえ、策定後4年で見直します。

また、実施計画の計画期間については、3年間とし、毎年度見直します。



序論 第2章

総合計画の実現に向けて

- 1 人口の将来展望
- 2 土地利用の考え方
- 3 本市の状況
- 4 人口減少社会への対応
- 5 まちづくりの基本姿勢
- 6 総合計画の進行管理と推進

1 人口の将来展望

本市の総人口は、2010年をピークに減少傾向に転じており、2023年1月1日現在では25万7,649人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に、本市独自で自然増減（出生・死亡）や純移動（転出入）という二つの人口変動要因の将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計すると、高齢者数がピークとなる2040年の総人口は、約22万2千人となり、2070年の総人口では、約14万6千人になると見込まれます。

人口減少の進展は、市場規模の縮小や労働力の不足、地域活動を支える担い手の減少、生活利便施設や公共交通の縮小・撤退、税収の減少や社会保障費の増大など、市民生活に多大な影響を及ぼし、人口減少を更に加速させるという負のスパイラルに陥ることが懸念されます。

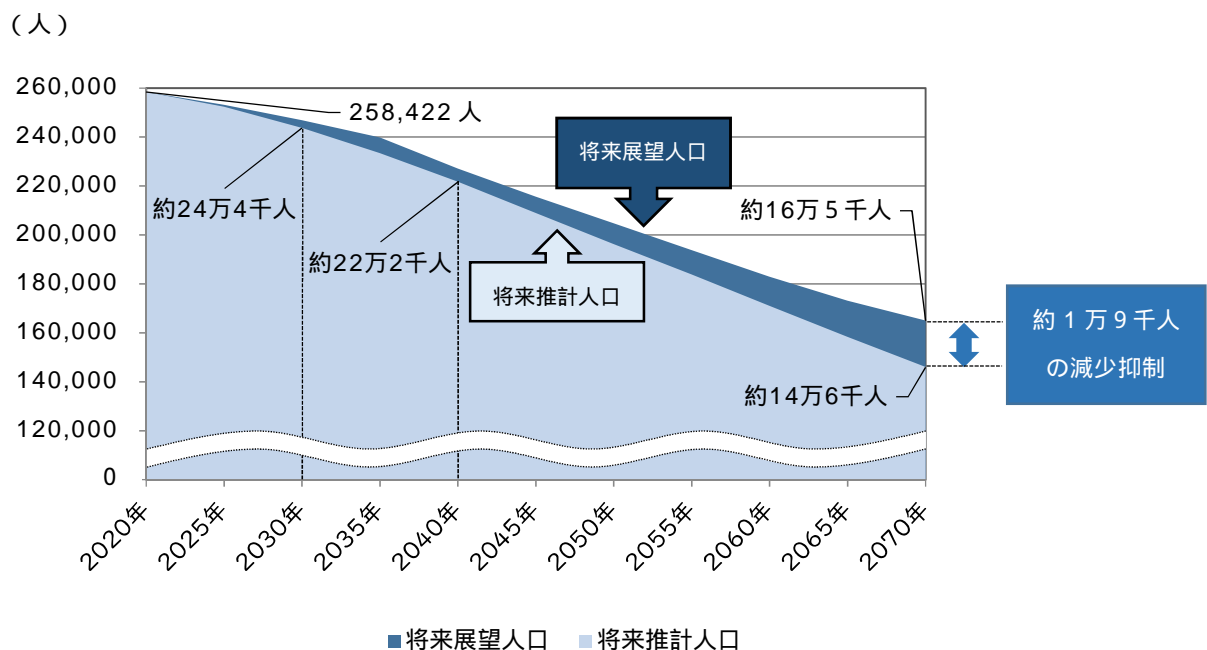
このことから、人口減少を緩和するための施策と人口減少に適応していくための施策を早期に、かつ、本格的に進めていくことが必要となります。

今後、国の人口減少（少子化）対策と併せて、本計画に定める子育て・教育、福祉、産業、都市基盤などに関する施策を推進し、本市の魅力を引き上げ、市民のまちに対する愛着の醸成や対外的なイメージの向上を図ることで、出生動向や人口移動の状況に変化が生じると見込まれます。

これらの施策効果を踏まえた本市の将来展望人口は、2070年に約16万5千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来推計人口と比較すると、約1万9千人程度の減少抑制が見込まれます。

本市の人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計（2023年中に公表予定）や神奈川県総合計画に基づき、修正要否を検討予定



【備考】総務省「国勢調査」、本市独自推計を基に作成

2 土地利用の考え方

本市は、湘南地域の中核都市として、恵まれた自然環境と都市近郊という立地条件をあわせもち、様々な生活スタイルが選択できる特性を活かし、平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきました。

しかし、近年は、平塚駅周辺地区の活性化、事業所の移転及び進出、適切な管理がされていない空家への対応などが求められています。これらに加え、人口減少・少子高齢化の進展といった人口構造の変化、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害と発生の切迫性が指摘されている大規模地震への対応も求められています。

こうした中、本市を取り巻く状況として、新東名高速道路、県道410号（湘南台大神）や道路2軸（愛甲石田大神軸及び伊勢原大神軸）などの広域的な幹線道路の整備が予定されており、関東圏域を超え、今まで以上に多くの人やモノ、文化等の交流を図ることのできる状況下におかれることとなります。

このようなことから、諸課題に対応するとともに、取り巻く状況の変化を好機と捉え、本市の特性を活かしたまちづくりを進め、多くの人々の交流や新たな経済活動の展開を促し、都市の活力が未来に持続するような土地利用を目指します。

（1） 都市づくりの基本構造

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺地区（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の強化を進めるとともに、西部地域では地域資源の活用による活性化に努め、さらに、海岸エリアの魅力を高めます。

また、社会的な要請でもあるデジタル技術の活用や脱炭素化を進めるとともに、相模川や金目川、西部の丘陵・郊外部の田園・相模湾の砂浜などの自然環境と、都市の骨格やその周辺の市街地の都市環境が調和し、美しい景観に恵まれた、便利で快適に暮らし続けられるまちを目指します。

さらに、都市の活力を未来へ持続するため、防災・減災をはじめとした、まちの強靱化を進めることに加え、各生活圏へ機能集積をして拠点づくりに努めるとともに、各拠点をつなぐ交通ネットワークを維持・強化することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図ります。

（2） 土地利用の基本方針

ア 都市の活力を生み出す土地利用の誘導

南の核である平塚駅周辺地区は、土地の高度利用や既存ストックの活用を促進し、商業・業務（オフィスなど）、文化、交流、居住など多機能化を進め、魅力の向上と更なるにぎわいの創出に努めます。

北の核であるツインシティ大神地区は、広域的な幹線道路の整備を見据え、環境との共生を理念とした産業、商業などの都市機能や居住機能を集積して、魅力あるまちづくりを進めます。

また、南の核と北の核を結ぶ南北都市軸の交通ネットワークを強化するとともに、更なる産業集積と沿道土地利用の活性化に努めます。

さらに、海岸エリアでは、広域的な幹線道路の整備による観光などの交流を見込み、海の魅力を高める拠点づくりを進め、魅力を発信します。

イ 安全・快適な居住環境を形成する土地利用の誘導

公共・公益施設の利便性の向上や有効活用に加え、環境に配慮したうるおいのある歩いて暮らせる生活圏の形成と複数の交通手段をつなぐ交通結節点の創出に努めるほか、地域の特性に合わせた移動手段を確保します。

さらに、防災・減災対策を進めるほか、住民や事業者などによる主体的な取組を支援することで、安全・快適な居住と生活利便性の向上を図ります。

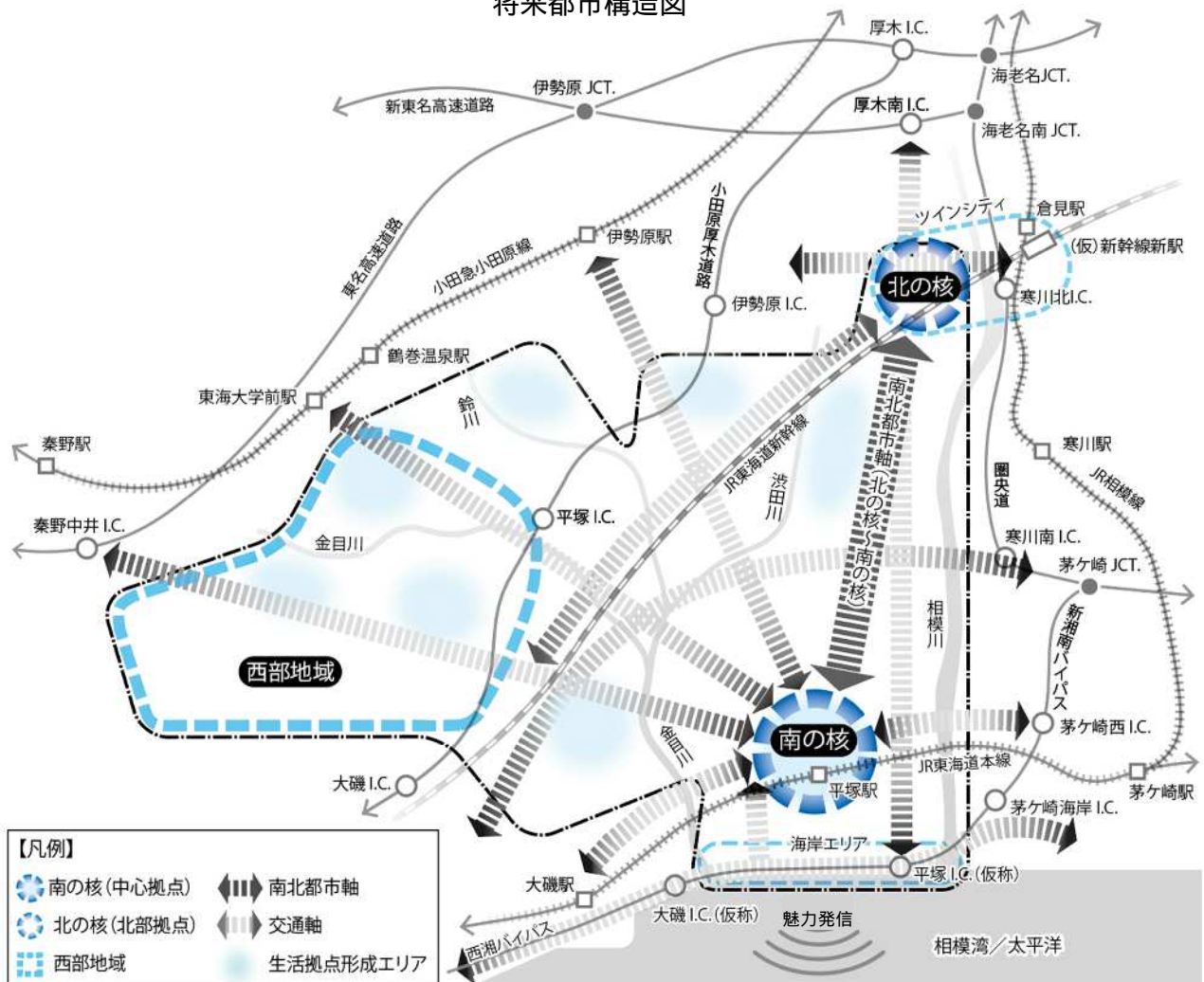
これらに加え、郊外部では、地域コミュニティの維持に向けて、集落地の居住環境や農業生産環境の改善をするため、土地利用の適正な誘導に努めます。また、大規模施設の跡地においては周辺環境との調和に努めながら、土地利用の促進を図ります。

ウ 自然環境やまちなみ景観の保全、向上

西部地域などのみどりや田園をはじめ、相模川や金目川水系などの豊かな自然資源を次の世代へ引き継ぎ、その自然の恵みを楽しむため、適正な保全を図るとともに、研究機関などと連携し、交流やレクリエーションの場づくりに努めます。

また、自然資源や地域固有の歴史・文化などの資源を活かしながら、まちづくりのルールを通して、さらに魅力あるまちなみ景観が形成されるよう、その誘導に努めます。

将来都市構造図



魅力発信は、ひらつかの海がもつ魅力や能力をいかし、広域に向けて積極的に発信します。

3 本市の状況

総合計画の策定に当たり、踏まえるべき事項として、次の7点について整理します。

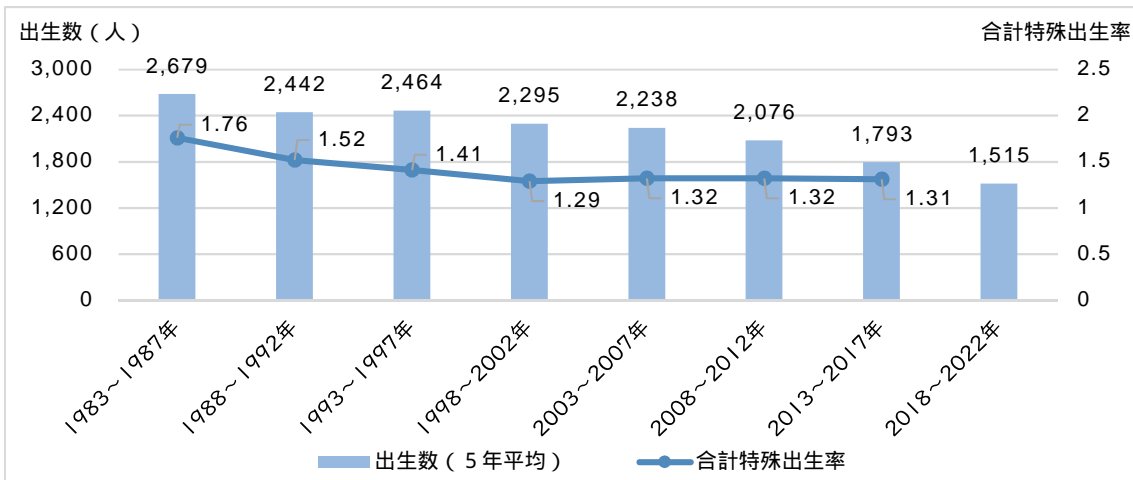
(1) 子育て(少子化)

本市の出生数は、年々減少傾向にあり、2022年では1,374人となっています。特に2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出生数の減少幅が拡大しています。

出生数の減少が続いている要因は、若い女性の人口が減少しているという人口構造上の問題のほか、働き方の変化に伴う未婚化・晩婚化など、多岐にわたりますが、若い世代が抱える結婚・出産・育児に係る経済的不安や心理的負担も一因になっていると考えられます。

出生数の低迷は、中長期的には生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)の減少につながり、高齢者を支える社会構造や産業を支える労働力にも多大な影響を及ぼすおそれがあることから、デジタル技術を活用した労働生産性の向上や労働参加の促進が求められます。

本市の出生数と合計特殊出生率の推移

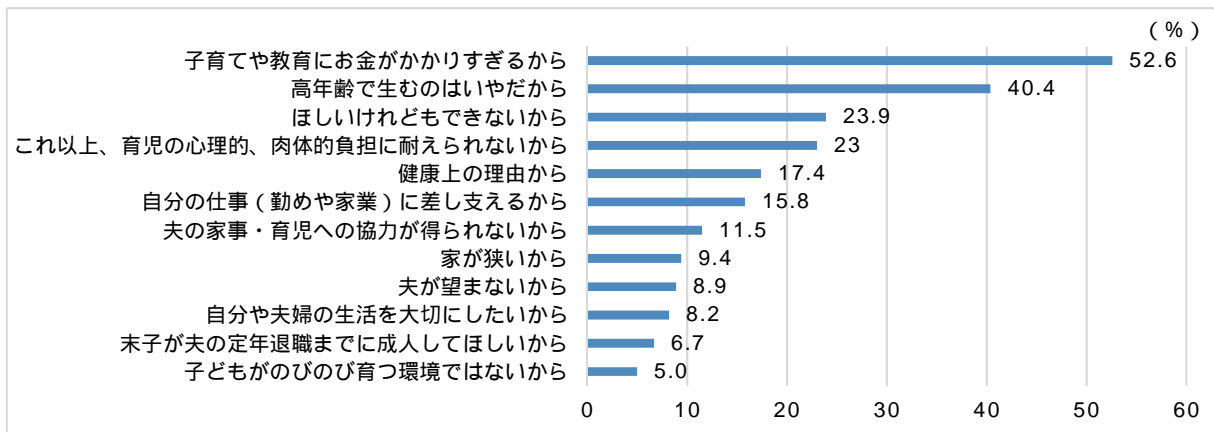


【備考1】出生数は、「人口速報ひらつか」を基に作成

【備考2】合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」を基に作成

【備考3】2018~2022年の合計特殊出生率は、厚生労働省から未公表(2023年8月現在)

夫婦が理想の数の子どもを持たない理由(全国)



【備考】国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(2021年)」を基に作成

(2) 福祉(高齢化)

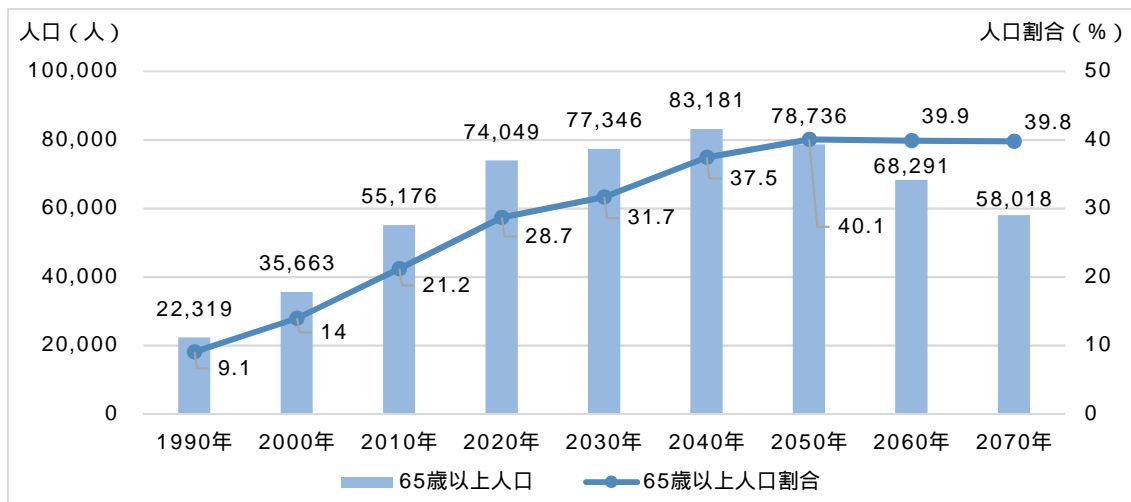
本市の老年人口(65歳以上の人口)は、年々増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考にした本市の独自推計によると、2040年頃に高齢者数のピークを迎えるとされています。

高齢化の進展とともに、高齢夫婦のみの世帯数や高齢単身世帯数が増加傾向にあり、孤立・孤独、うつ病・認知症、貧困など、社会的な支援を必要とする方の増加が懸念されます。また、通院・入院や介護が必要な高齢者が増加することによる社会保障費の増大、とりわけ介護需要の増加が見込まれることに加え、生産年齢人口が年々減少していくことにより、医療・福祉分野の人材不足やサービスの質の低下に対する懸念や各産業の就業者数にも影響を与えることが見込まれます。

平均寿命が伸び続けている中、高齢者が年齢にとらわれず、いくつになっても健康で元気に過ごし、それぞれが保有する知識や技能を活かし、社会や地域で活躍することが期待されています。

本市の高齢者数の推移と見通し

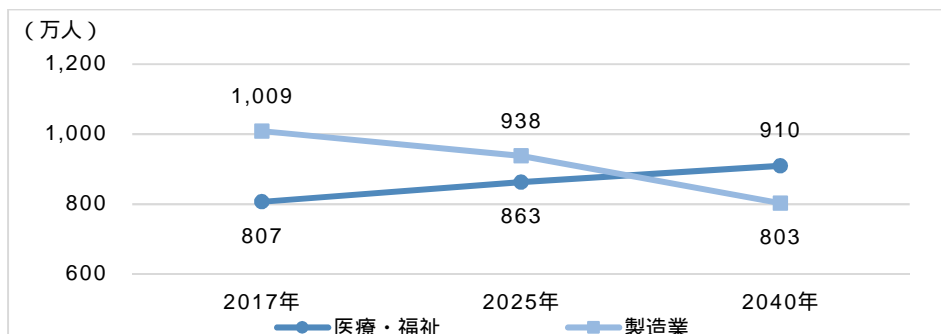
国立社会保障・人口問題研究所の推計(2023年中に公表予定)や神奈川県総合計画に基づき、修正要否を検討予定



【備考1】2020年までは、総務省「国勢調査」を基に作成

【備考2】2025年からは、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考にした本市独自推計を基に作成

産業別就業者数の見通し(全国)



【備考】厚生労働省「雇用政策研究会報告書(2019年7月)」を基に作成

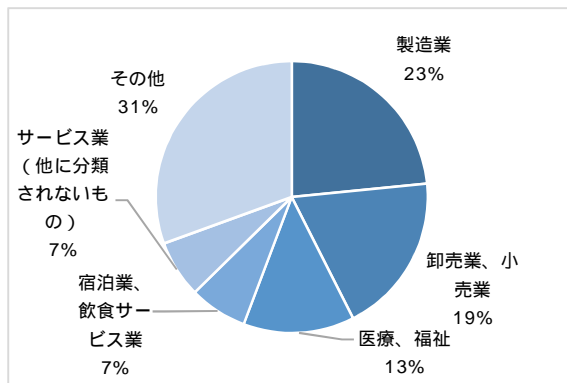
(3) 産業

本市の従業者数は、「製造業」と「卸売業、小売業」で全産業の約4割を占めています。両業種は、市内全体の売上高でも約7割を占めており、市内の雇用を創出し、経済を支える基盤といえます。また、本市の農水産業では、県内有数の経営耕地面積や相模湾に面した地理的条件から、地域で採れた新鮮な農水産物を地域で消費できることに加え、多くの消費者を抱える都市部への流通距離が短いといった強みがあります。

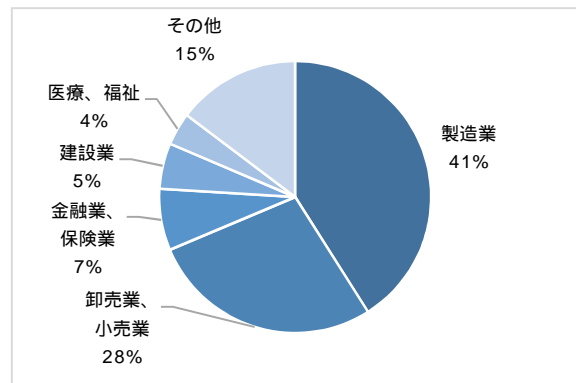
このような地域資源や、それぞれの産業が持つ強みを活かし、新商品の開発や新事業の創出など、事業者間の連携が進んでいるほか、企業の本社移転やツインシティ大神地区における商業施設の開業など、地域経済にとって前向きな動きも広がっています。

今後、デジタル化への対応に加え、脱炭素化の進展に伴うサプライチェーンの変化が見込まれる中、輸送用機械器具をはじめとする製造業が多い本市においては、企業の経営環境や雇用環境に大きな変化が生じる可能性があります。このほか、女性の労働力率をみると、いわゆる「M字カーブ」は改善してきているものの、30歳代の女性の離職率が依然として高く、出産・育児を機に離職する女性が多く存在していると考えられます。このため、固定的な性別役割意識の解消に加え、男女が平等に仕事と子育てを両立できる労働環境が求められています。

本市の従業者数の内訳

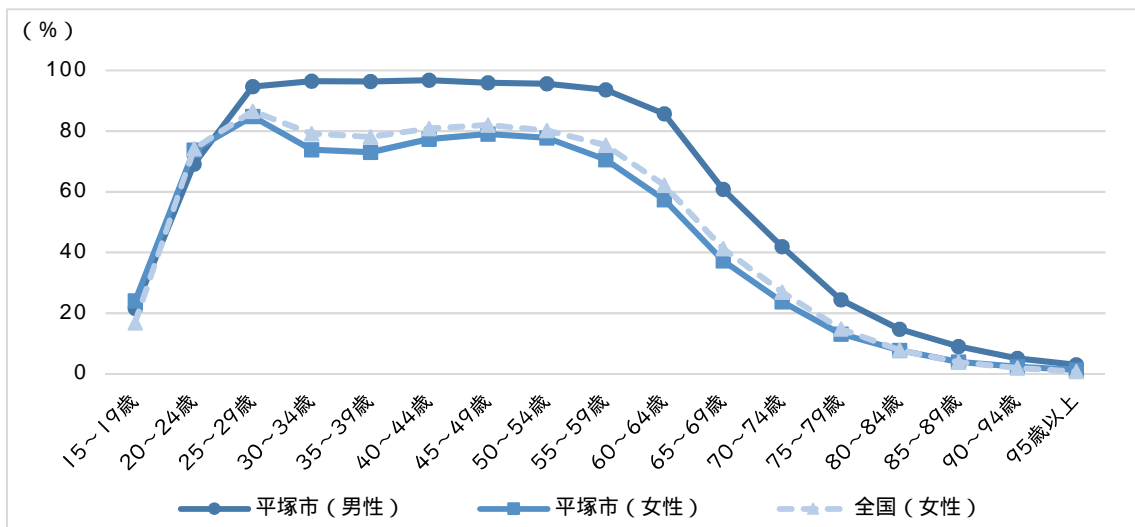


本市の産業別売上高の内訳



【備考】総務省「経済センサス - 活動調査（2021年）」を基に作成

本市の性別・年齢階級別労働力率（2020年）



【備考】総務省「国勢調査」を基に作成

(4) 住み続けられる地域

本市は、東京圏に位置しながらも、市内に通勤・通学する方の割合が高く、事業所・学校の集積や大型商業施設の立地により、拠点性を持った、にぎわいのあるまちとなっています。

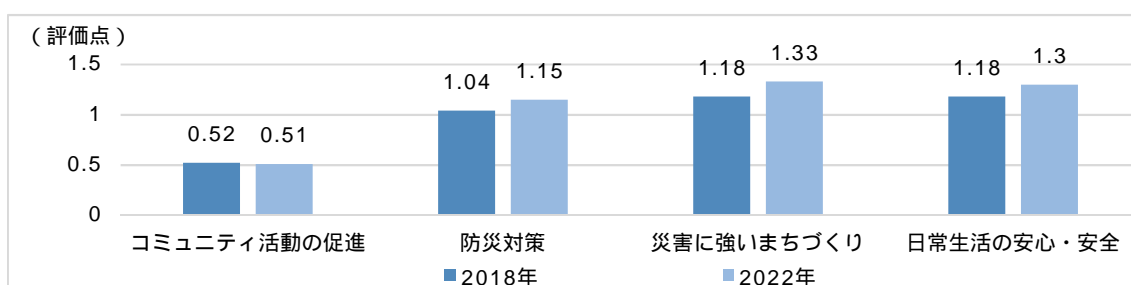
また、本市の温暖な気候、海・川・丘陵地や里山のみどり、市街地のオアシスである総合公園など、多様な自然や身近な憩いの空間が、市民にとって大きな魅力として感じられています。

一方、近年、我が国では、東日本大震災などの大規模地震のほか、台風や局地的な集中豪雨による熱海市伊豆山土石流災害など、自然災害が激甚化・頻発化しています。今後 30 年以内に約 70%の確率で発生するといわれている首都直下型地震の発生も懸念される中、市民の防災に対する意識は高まっているものの、防災対策に重要な自治会等のコミュニティ活動への理解や参加を更に促進していくことが課題となっています。

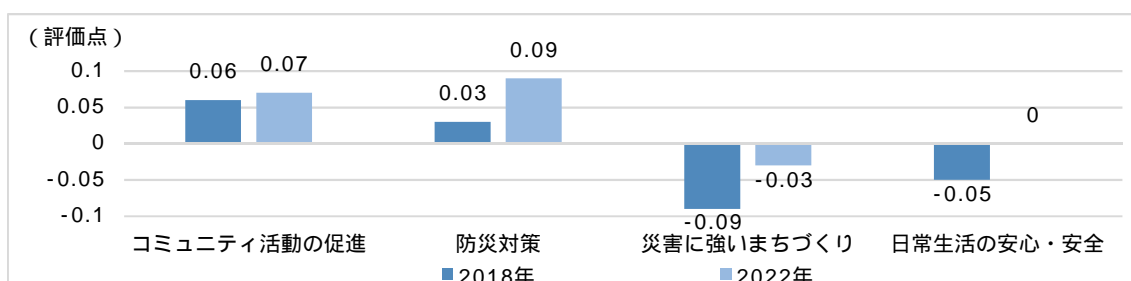
自然災害の激甚化・頻発化は、地球温暖化による気候変動が一因とされており、再生可能エネルギーの活用をはじめとする脱炭素社会の実現に向けた取組の強化も求められています。

市民意識（安心して暮らせる支え合いのまちづくり）

重要度



満足度



【備考】令和4年度平塚市市民意識調査を基に作成

(5) 土地

本市は、南の核である平塚駅周辺地区、北の核であるツインシティ大神地区、豊かな自然を有する西部地域による2核1地域の都市構造を基本として、平塚駅を発着点とするバス路線が放射方向の主要交通軸を形成しています。

このような都市が形成される中、2015年の国勢調査では、市街化区域内の大部分が人口集中地区の人口密度40人/haとなっていますが、2050年の将来推計によると、湘南新道より北側・西側で国道129号周辺以外の市街化区域には人口集中地区がほぼなくなる見込みです。また、2050年には高齢化率40%以上の地域が広がり、高齢者の移動手段の確保や身近な地域での生活利便性の確保が課題となっています。

これに加え、洪水や津波などによる浸水想定区域は、市街化区域に広がっており、防災対策と合わせて居住誘導の進め方も課題となっています。

(6) 財政状況の見通し

本文を作成予定

本市の決算状況の推移と財政推計

グラフを作成予定

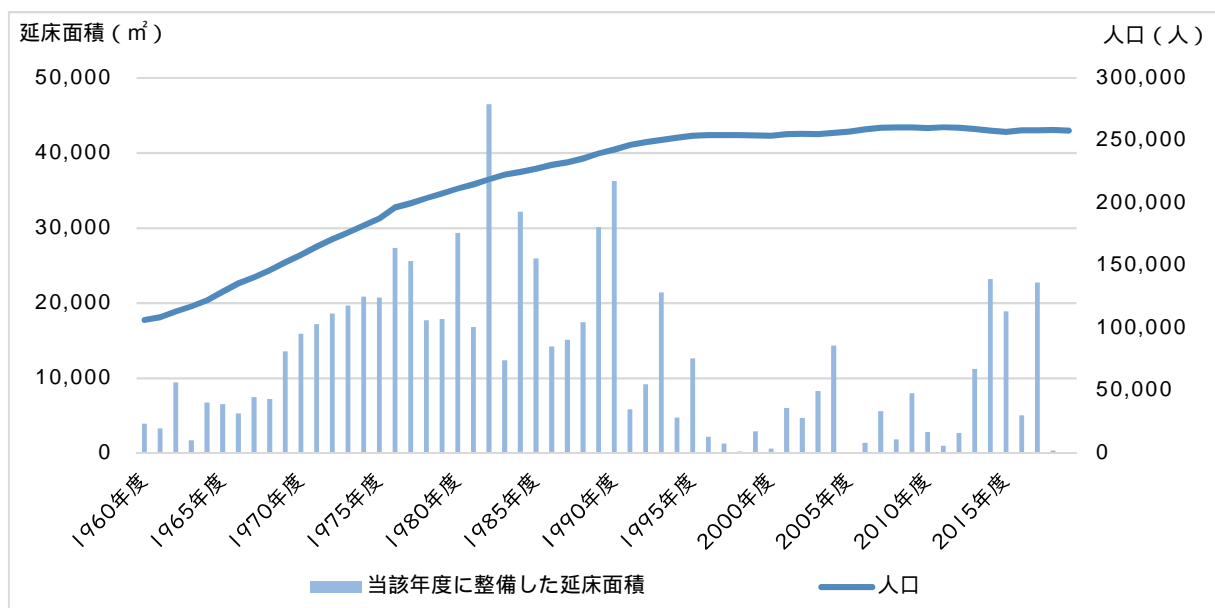
【備考】

(7) 行財政運営

本市においては、人口増加を背景として高度経済成長期に多くの公共施設を整備してきたことから、大規模改修や更新の時期が集中することになります。今後の財政状況を踏まえると、全ての公共施設を維持・更新し続けていくことは困難であり、合築や統廃合などの施設再編に向けた取組に対して、将来世代に先送りすることなく、速やかに着手していくことが大きな課題となっています。

このような課題を解決するとともに、持続可能な行財政運営を維持していくため、歳入の確保や歳出の抑制など、更なる行財政改革が求められます。

本市の公共施設等の整備状況



【備考】「平塚市公共施設等総合管理計画（令和3年5月改定）」を基に作成

4 人口減少社会への対応

地方創生の実現（人口減少問題の克服）を目指し、10年後、20年後の明るい未来に向けて、本市が魅力あふれるまちとして成長を続けていくためには、市民や事業者など、多様な主体と連携・協働しながら、複合的に絡み合う次の諸課題を解決する必要があります。

（１） 少子化の進展

希望する子どもの人数がかなえられるよう、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に加え、子育てと仕事の両立に向けた家庭への支援、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを見守り、支える環境など、安心して子どもを産み育てられる社会づくりを分野横断的な視点で、早期に進める必要があります。

（２） 高齢化の進展

「人生100年時代」において、平均寿命・健康寿命が延伸している中、旧来の認識に捉われない高齢者像を前提としていく必要があります。また、誰もが居場所と役割を持ち、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、「地域共生社会」を実現する必要があります。さらに、自分らしい生き方の実現に向けて、一人一人の権利を守る取組を進める必要があります。

（３） 産業の活性化

基盤産業の生産性の向上や競争力の強化、更なる成長と付加価値の向上の促進、新たなイノベーションを誘発する環境を醸成するため、産学公が協力し、経営改革、社会課題の解決、業態変更など社会の変化に対応・挑戦する事業者を支援するなど、地域経済の活性化を図る必要があります。また、就業機会の拡充や安定した雇用機会の創出、多様な働き方を選択できる労働環境をつくる必要があります。

（４） 安心・安全で暮らしやすいまちづくり

今後想定される大規模災害に備え、自助・共助・公助による災害対応力を更に強化する必要があります。また、生活利便施設の集約、公共交通をはじめとする安心・安全な移動手段の確保など、人口減少社会においても、生活に必要なサービスが効率的・効果的に享受できるよう、市民にとって暮らしやすい、まちの拠点をつくる必要があります。

（５） デジタル社会への移行（DX）^{*1}

誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けて、人口減少社会における課題を解決する有効な手段としてデジタル技術を活用し、施策効果や行政サービスの利便性・効率性の更なる向上を図るとともに、まちのデジタル化を促進していく必要があります。

（６） 脱炭素社会への移行（GX）^{*2}

2022年3月に宣言したゼロカーボンシティの実現に向けて、地球環境への負荷を軽減するための取組を推進し、豊かな自然環境の保全と経済活動の両立を図りながら、まちの魅力と持続可能性を高めていく必要があります。

注釈「*」今後、用語解説で説明します。

5 まちづくりの基本姿勢

人口減少や少子高齢化の進展などによる厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市の優れた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくとともに、2070年までの人口推移を意識した上で、高齢者数がピークを迎える2040年頃の人口構造が社会経済環境に与える影響を踏まえて、持続可能な行政運営の推進に向け、次に掲げる視点を基本姿勢としてまちづくりを展開します。

(1) 人口構造や社会の変化に対応したまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、人口構造や地域社会を取り巻く環境が変化し、これまでの経験を前提とした対応では解決が困難な課題が生じる中であっても、市民の暮らしを持続可能な形で支えていく必要があります。

このため、将来の人口構造が社会経済環境に与える影響を認識した上で、人口減少を緩和させる視点と、人口が減少していく社会に適応していく視点の双方をもって、施策を立案することが必要となります。

また、めまぐるしく変化していく世の中において、変化に受け身になるのではなく、新しい課題に積極的に挑戦し、柔軟に対応していく必要があります。組織の縦割り意識を排除し、新たな変化や課題に対して迅速に対応するとともに、失敗を恐れず、その結果から改善点の発見や別の解決策への移行を繰り返すことで、高い機動性をもった施策を展開します。

(2) 効率的・効果的な行政運営によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、引き続き、市民満足度を高める行政サービスを効率的・効果的に実施していくとともに、今後の更なる人口減少・超高齢社会においても必要な行政サービスを安定して提供できる持続可能な行財政運営を維持していく必要があります。

このため、個々の行政サービスについて、デジタル化や民間活力の導入を推進することで、その効率化や生産性の向上等に取り組みます。

また、「選択と集中」の理念に基づく財政運営の健全化として、収入確保策や公共施設の最適化等の推進による歳出の抑制に取り組みます。

さらに、人材の育成や確保、職員の能力を発揮できる制度・組織づくり等にも取り組むことにより、人・組織の活性化や最適化を図ります。

(3) 愛着を持てるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちへの愛着を醸成するとともに、人が住みやすく、企業が活動しやすい魅力あるまちを目指し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

SNSやマスメディアなどの多様な情報手段を活用するとともに、市民や民間事業者等と連携して、本市の魅力を効果的に発信するシティプロモーションを推進し、市民のまちへの愛着の醸成と対外的なイメージの向上につなげます。

(4) 市民等との協働によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちづくりの主体である市民が積極的に市政にかかわることが必要となります。また、市民と市がそれぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりを進めるとともに、企業や、新たな公共サービスの担い手として活躍の場を広げている NPO 法人、さらには、専門的知見を有する大学との一層の連携も必要です。

市は市政情報の積極的な発信や、市民、企業、大学などとの情報共有等の取組を進めるとともに、多様な方法による市民参加や、知識、経験、技術等を活かす協働の機会を提供します。

(5) 行政間の連携によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、複雑化、高度化する課題への的確な取組や、各自治体の優れた特性を十分に活かした取組が必要となっています。さらに、社会情勢の変化や、この変化に伴って展開される国県の政策を踏まえ、直面する課題に対して適切に対応することも必要となります。

このような課題を同じくする自治体と、連携して課題解決に取り組むとともに、お互いの行政運営の効率化を図ります。

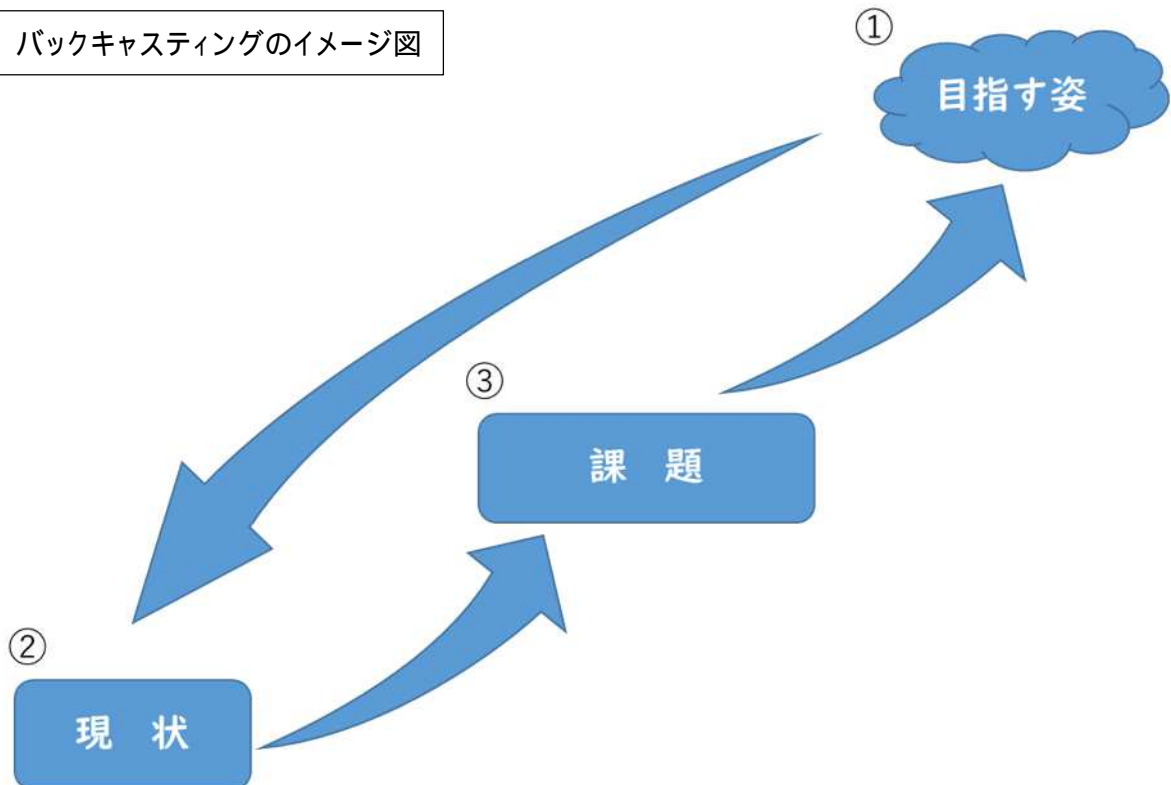
6 総合計画の進行管理と推進

総合計画に定める施策の効果を高めるためには、事業に対して不断の見直し、改善が必要になります。総合計画に対する行政評価を通して、その結果を分かりやすく公表するとともに、事業の統廃合や改善、新規事業の立案につなげます。

また、施策・事業の立案や事業の見直しに当たっては、バックカスティングの考え方をを用いて、目指す姿から解決すべき課題を見出します。これに加えて、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方を参考にして、設定した指標（の目標値）に捉われず、様々な要因について議論を深めるとともに、データや根拠に基づいて、課題解決に向けた取組を検討します。

さらに、まちづくりの基本姿勢に定める事項を念頭に置いて、施策・事業を実施し、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるよう、総合計画を推進していきます。

バックカスティングのイメージ図



目指す姿（ ）から現状（ ）を捉え、達成に向けた課題（ ）を考え、施策・事業を立案する。

実施計画事業に限らず、事務事業等においても、これらの考え方にに基づき、進行管理・推進します。

